

## 第2章 文化財的価値を尊重した改修の方向性

### 2-1 改修にあたっての基本的な考え方

基本計画に掲げた歴史的価値や建築的価値といった文化財的価値を継承するため、改修にあたっての基本的な考え方は、以下のとおりとする。

#### (1) 外観意匠<sup>いしやう</sup>※2の優先的な保存

優れた外観意匠を尊重し、以下により外観意匠の優先的な保存を行う。

- ア 札幌市資料館の4方向の立面の意匠を優先的に保存する。ただしバリアフリー化に伴う増築に係る遮蔽や最小限の開口を許容する。
- イ 地場の建設資材である札幌軟石をはじめとした材料自体を保存する。ただし材料の老朽等により建築的性能の確保が困難な場合は、新たな材料での再現は許容する。

#### (2) 内部空間の可能な限りの保存

内部空間については耐震化等に対応するため、以下により可能な限り文化財的価値を尊重した保存を行う。

- ア 平面構成は現状のとおり保存する。
- イ 文化財的価値が特に高い部分を優先的に保存し、耐震化等に伴う部材の露出は可能な限り抑制する。
- ウ 耐震化や保全改修に伴う一時解体材料は復原の際に可能な限り利用する。ただし漆喰等の現在でも再現可能な材料での再現は許容する。

#### (3) 創建時の技術を伝える箇所<sup>いしやう</sup>の保存

創建時の建築技術を伝えるため、以下により文化財的価値を尊重した保存を行う。

- ア 組積造と鉄筋コンクリート造の混構造<sup>こんこうぞう</sup>※3という建築構造の移行期を物語る構造形式そのものを保存する。
- イ 創建時は先進的であった二重建具を保存するものとする。ただし部材の老朽化等に対応した同一の素材、工法による再現は許容し、温熱環境の改善を図るべき箇所におけるペアガラスなど現在の技術による更新については個別に検討する。
- ウ 多様な仕上げ加工のなされている石材仕上げ加工面は改変しない。

## 2-2 文化財的価値が特に高い部分

主要な居室や玄関から回り階段等の建築物中央部に加え、南北の階段周辺及びすべての建具、かべぞうさく 壁造作、こしかべ 腰壁、ちゅうしんかざ 中心飾り※<sup>2</sup>、天井飾り、暖炉などについては、文化財的価値が特に高い部分とされることから、耐震化等においてはその価値を損なわないよう配慮が必要である。また、不特定多数の人に対し公開される室についても、耐震化等に係る部材が露出しないよう配慮する必要がある。

### 【文化財的価値の高い部分（エリア）】



- 特に歴史的、建築的価値の高い部分
- 利用者が特定されることが想定される室  
(基本計画より)

【文化財的価値の高い部分（部位）】



中心飾り



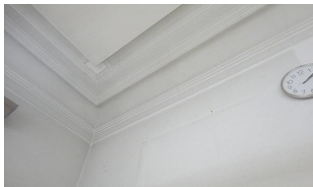
はりがた  
腰壁・梁型



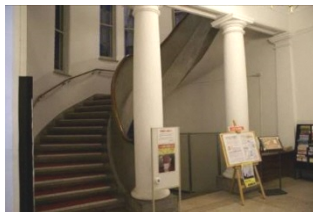
壁造作・暖炉



建具



じゃばらまわ ぶち  
蛇腹廻り縁



支持柱



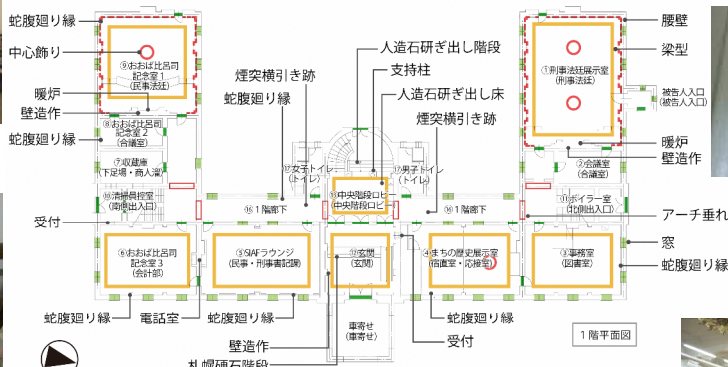
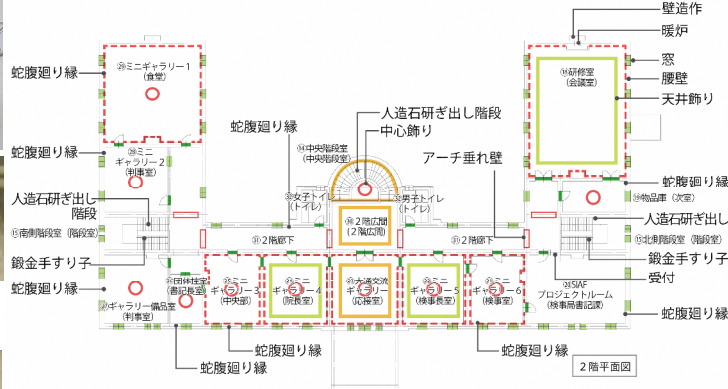
鍛金手すり子



人造石研ぎ出し階段



電話室



受付



アーチ垂れ壁



壁造作・暖炉



壁造作



窓



受付

## 2-3 敷地空間の整備等の方向性

### (1) 周辺の地域まちづくりとの協調

札幌市資料館の敷地は、札幌市景観条例(平成19年条例第54号)に基づく「景観まちづくり指針(西15丁目電停周辺地区)」の景観まちづくり推進区域に隣接している。

この景観まちづくり推進区域では、建築物等の整備基準の設定だけではなく、緑化等の環境美化、美観保全に係る啓発、地域資源を活用したまち歩き等のイベントや情報発信といった、地域住民が主体的に取り組む活動も示されている。このような周辺の地域まちづくり活動に資する敷地空間の整備と活用を図る。



### (2) 敷地全体の活用

札幌市資料館の敷地は、札幌市資料館とあわせ、その全体を展示空間として活用する。このうち東庭は、現在設置されている美術作品《一石を投じる》の適切な移転場所が確保されるまで、当面は一体的に整備することとし、西庭は地域住民の交流の場としての活用も図るものとする。また、敷地はみどり豊かな市民の憩いの場となっていることから、樹木にとっての採光、通風といった生育環境の適正化を図りながら保全する。

### (3) 中遠景の演出

大通公園西端のアイストップとして、遠くからでも大通公園を歩いて行きたくなる存在となるよう、外部壁面への一時的な垂れ幕装飾等による中遠景の演出を検討する。

### (4) 屋外動線の再構築

西庭の更なる活用等を考慮し、増築棟の整備や駐車スペースの整理と併せて、健常者にとっても障がいのある方にとっても快適なアプローチ動線を再構築する。

## 2-4 建築基準法の適用除外に向けた検討

### (1) 建築基準法令の主要規定の適合性

札幌市資料館（既存棟）は、外観意匠はもとより内部意匠、構造形式のほか、地場の建設資材である札幌軟石を用いている点に文化財的価値があると評価されている。

一方、屋根等の保全改修や第4章に示す増築に伴い、既存棟も現行の建築基準法令の規定への適合が求められることとなる。しかし、既存棟は建築基準法（昭和25年法律第201号）施行前の建築物であり、例えば木造の屋根小屋組、木製建具等について現行法に適合させるには、耐火構造<sup>※5</sup>の部材や遮炎性能<sup>※6</sup>のある建具に置き換えるなどの対応が必要となり、文化財的価値を著しく損なってしまう。

### 【既存棟の建築基準法令の主要規定への適合性】

区分	項目	条項	基準	判定	備考	
一般規定	換気	法 28	居室の床面積の 1/20 以上の開口部	×	外部建具の面積不足	
	シックハウス対策	法 28-2	・居室の内装の仕上げの制限 ・居室への換気設備 ・天井裏等の措置	○	改修時にも対応可能	
	天井高	令 21	居室の天井高は 2.1m 以上	○		
防火規定	耐火・準耐火建築物	法 27-2 法 62	以下により耐火建築物とする ・準防火地域で 1,500 m <sup>2</sup> 以上 ・3 階に 200 m <sup>2</sup> 以上の倉庫	×	屋根の木造小屋組が耐火構造ではない	
	面積区画	令 112	床面積 1,500 m <sup>2</sup> 以内ごとに防火設備等で区画	×	2 階木摺下地漆喰天井が耐火構造でなく、建具に遮炎性能を有しない	
	内装制限 (天井・壁)	法 35-2	居室 廊下・階段等	難燃材料 準不燃材料	×	居室合板腰壁等に不燃性能を有しない
避難規定	階段の寸法	令 23	幅員	75cm 以上	○	
			けあげ	22cm 以上		
			踏面	21cm 以上		
	手すりの設置	令 25	階段には手すりを設置		○	
	階段までの歩行距離	令 120	40m 以下とする (重複区間 <sup>※7</sup> 20m 以下とする)		○	
	2 以上の直通階段	令 121	避難階に通じる 2 以上の階段を設ける		○	
	廊下の幅	令 119	片側が居室の場合 1.2m 以上		○	
	排煙設備	令 126-2	排煙設備を設置		×	・外部建具の面積不足 ・開口部不燃性なし
非常用照明	令 126-4	非常用照明装置を設置		○		
敷地内の通路	令 128	屋外への出口から道等に通じる幅員 1.5m 以上の通路確保		○		

(構造耐力（法第20条）については適合していないことが明らかのため省略）

## (2) 保存建築物としての対応と所要の安全性の確保

札幌市資料館（既存棟）は、その文化財的価値を後世に継承していくため、平成30年（2018年）3月8日に、札幌市文化財保護条例（昭和34年条例第31号）に基づく札幌市指定文化財への指定がなされたことから、建築基準法第3条第1項第3号に規定される「保存建築物」として、建築基準法の適用除外に向けた検討を行う。なお、札幌市資料館は適合しない規定が限られていることから、主として防火・避難関係規定、構造耐力に係る既存不適格となっている事項について以下のような対応を検討する。

また、保存建築物として建築基準法の適用除外を受けたとしても、文化財的価値の維持と在館者の安全性の確保を両立させることが必要である。

### ア 防火・避難関係

#### (ア) 屋根小屋組

札幌市資料館の主要構造部<sup>※8</sup>の大半は耐火構造に相当する組積造だが、屋根小屋組は木造となっている。火災時の屋根の崩落、焼け抜け等を生じさせないため、次のいずれかのような対応が考えられる。

- a 2階天井部分に耐火構造の屋根版<sup>やねばん</sup>を設け、「修景のための置き屋根<sup>しゅうけい</sup>※9」とする。この場合、小屋裏空間は屋内的に使用しないものとする。
- b 小屋裏にスプリンクラー設備を設け、初期消火を行う。

#### (イ) 内部建具の遮炎性能

札幌市資料館は耐火構造に相当する壁で区画された小面積の室による平面構成となっているが、2階天井は木摺下地<sup>きずりしたじ</sup>※10 漆喰塗り天井で、開口部は木製建具となっている。火災の拡大防止のため、2階天井への区画形成（耐火構造の屋根版の設置等）とともに、建具について次のいずれかのような対応が考えられる。

- a 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条の防火区画（面積区画）を準用し、1,500 m<sup>2</sup>以内ごとに区画することとし、区画を形成する部分の木製建具に、同条の特定防火設備を併設する。この場合には、できるだけ内部意匠を損なわない設備（防火スクリーン等）とする必要がある。
- b 既存木製建具に防火材料大臣認定品の塗装（水性特殊ウレタン塗装等）を施すなどにより、一定の遮炎性能を確保する。この場合、文化財的価値を損なうことのないよう慎重な検討が必要である。

#### (ウ) 内装の不燃性能

2階各室の天井や、旧応接室（大通交流ギャラリー）、旧法廷（おおば比呂司記念室、刑事法廷展示室）などの腰壁等には不燃性能のない木製の内装材が使用されている。可燃性の内装材は火災時のフラッシュオーバー<sup>※11</sup>が早期に発生するおそれがあるため、在館者の安全確保のため次のいずれかのような対応が考えられる。

- a 比較的小面積の室による平面構成となっていることから、フラッシュオーバーの発生までに避難を完了しうることについて、建築基準法施行令第5章の2の2による避難上の安全の検証を準用した検討を行う。
- b フラッシュオーバーの発生を遅らせるなどのため、木製の内装材に防火材料大臣認定品の塗装を施すなどにより、難燃材料以上の不燃性能を確保する。  
この場合、文化財的価値を損なうことのないよう慎重な検討が必要である。

#### (エ) 排煙

天井高が高く避難に支障をきたす高さまで煙等が降下するまでに時間的余裕があると考えられること、また比較的小面積の室での平面構成となっており、明快な動線での避難経路が十分にあるため、各居室、各階からの避難が短時間で完了しうると考えられることから、建築基準法施行令第5章の2の2による避難上の安全の検証を準用した検討を行う。

#### イ 構造関係

平成23年度の耐震診断の結果、「地震時の震動及び衝撃に対して倒壊、又は崩壊する危険性が高い」とされており、札幌市資料館の保全等整備は耐震化を図ることが柱の一つとなることから、第3章において整理する。